

# 山口県報

令和2年  
12月4日  
(金曜日)

## 目次

○告示

保安林指定の解除(萩市)(森林整備課).....

道路の区域の変更(道路整備課).....

土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課).....

土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課).....

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....

山口市黄金町地区市街地再開発組合の解散の認可(住宅課).....

○公告

公共測量の実施(二件)(監理課).....

岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

契約の締結(物品管理課).....

### 山口県告示第四百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所



萩市大字椿東字大渡一〇七二七の一(次の図に示す部分に限る。)、一〇七二七の

一一 保安林として指定された目的

二 魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産

部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年十二月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 周東美川線

道路の区域

区 間	新旧別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市周東町瀬越字行円二一八〇の 三地先	最狭 一五・三	最狭 一八・〇		五・〇	

### 山口県告示第四百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
山の田本町(一)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第四十五号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
和木(一)(2)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
山の田本町(一)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称  
西方(一)(18)

- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

- 一 区域の名称  
和木(一)(2)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十八号)により指定された区域についての指定を次  
のとおり解除する。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
山の田本町(一)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災  
危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律  
第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示  
(平成二十八年山口県告示第四十六号)により指定された区域についての指定を次の  
とおり解除する。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
和木(一)(2)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課  
に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律  
第五十七号) 第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定  
する。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
山の田本町(一)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災  
危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
西方(一)(18)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部  
総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
和木(一)(2)
- 二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定により、山口市黄金町地区市街地再開発組合の解散を認可した。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政



(二六三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和二年十一月十二日から令和三年三月十九日まで

(二六四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

周南市江口一丁目、大神一丁目、大神三丁目、中畷町、大字栗屋、大字上村、大字徳山及び大字戸田

三 作業の期間

令和二年十一月十六日から令和三年三月一日まで

(二六五) 岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画下水道岩国市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六六) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南都市計画道路三・四・四百八中開作線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(二六七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年十二月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
学習者用タブレット端末 九百五十台
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和二年十一月五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 六 落札金額  
六千二十八万円
- 七 入札公告日  
令和二年九月二十五日
- 八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式  
最低価格

令和二年十二月四日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
庁